（別記様式第１号　別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　和歌山県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、田辺市長から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、田辺市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に田辺市から転出した場合：全額

（３）就業に関する要件により交付を受けた者において、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）県起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に田辺市から転出した場合：半額